別紙

福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱附則第3項で規定する
別に定めるものについて

福島県建設工事に係る共同企業体取扱要綱(平成19年3月30日付け18財第6463号総務部長依命通達)附則第3項に規定する随意契約及び復旧・復興工事に係る契約における特定建設工事共同企業体の取扱いについては、下記のとおりとします。

記

（対象工事）
1　特定建設工事共同企業体により施工することができる工事(以下「対象工事」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとし、契約の方法は問わないものとする。
(1) 別に定める大規模災害に伴う復旧・復興に係る工事
(2) 予定価格が一般土木工事及び建築工事にあっては5億円以上、その他の工事にあっては3億円以上（福島県一般競争入札実施要領（平成6年11月24日付け6財第624号総務部長依命通達）第1条で規定する金額以上の建設工事を除く。）に係る工事
　なお、発注種別に関わらず、予定価格が1億円以上であれば、(2)の金額未満の工事についても対象工事とすることができる。
（構成員の数）
2　特定建設工事共同企業体の構成員の数は、原則として2者又は3者とする。
（構成員の要件）
3　特定建設工事共同企業体の全ての構成員は、次の要件を満たさなければならない。
(1) 工事等の請負契約に係る入札参加者の資格審査に関する要綱（平成20年3月28日付け19財第7838号総務部長依命通達。以下「資格審査要綱」という。）第5条に規定する工事等請負有資格業者名簿に登録されている者であること。
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。
(3) 福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）第2条、第3条第1項から第3項まで及び第6条の規定に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
(4) その他必要に応じて定める要件
（配置技術者）
4　対象工事を所掌する本庁の課長又は公所長が、全構成員の技術者専任を必要と判断した場合を除き、共同施工を行う場合にあっては、1者が専任で技術者を配置するときは、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置できることとする。
（構成員の組合せ）

5　特定建設工事共同企業体の構成員の組合せは、３の要件を満たす者同士の組合せとなるほか、次の要件を満たす者の組合せとする。

(1) 等級別格付区分の最上位の等級に格付されている者によるものとすること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）以外の構成員については、等級別格付区分の最上位の次の等級に格付されている者によることができる。

(2) 地域要件を満たすものであること。ただし、代表者以外の構成員においては、この限りではないものとする。

（代表者）

6　代表者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 県内に主たる営業所を有する建設業者であること。

(2) 構成員のうち中心的役割を担う者であること。

（出資割合）

7　代表者の出資割合は、構成員のうち最大であるものとする。なお、最大であるものの出資割合が同じ場合にあっては、施工能力の大きい者を代表者とする。

8　特定建設工事共同企業体の構成員のうち最小の出資者の出資割合は、次の各号に掲げる共同企業体の構成員数に応じ､それぞれ当該各号に定める割合以上であるものとする。

(1)　2社　30パーセント

(2)　3社　20パーセント

（公告における周知）

9　対象工事の入札又は見積人の公募を行う本庁の課長又は公所長（以下「入札等執行権者という。）は、特定建設工事共同企業体により施工可能である旨や参加資格の要件について、入札等に関する公告により周知するものとする。

（参加資格確認申請等）

10　対象工事の入札等に参加しようとする者は、公告において示された要件に該当する者同士で自主的に特定建設工事共同企業体を結成し、指定された期日までに次に掲げる書類を入札等執行権者に提出するものとする。

(1) 条件付一般競争入札参加資格確認書類送付書（「福島県条件付一般競争入札実施要領」平成19年3月30日付け19財第6401号総務部長依命通達に定める様式第5号）

(2) 特定建設工事共同企業体構成員表（様式第1号その1）

(3) 特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号に準じる。）の写し

(4) その他当該工事において定められた要件を確認するための資料（様式第1号その2、その3）

（解散の時期）

11　特定建設工事共同企業体は、当該請負契約履行後3月を経過するまでの間は解散することができないものとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、当該請負契約が締結された日に解散するものとする。